

議果第八號

危險物取締條例制定に付

危險物取締條例左次のように定むる

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和廿九年一月三十一日

議長 天野 廉



危険物取締条例

(目的)

第一条 この条例は、消防法(以下法という)の規定に基き、危険物の製造、使用、貯蔵、運搬、積替その他の取扱並に、危険物の取扱がなされる建築物その他の工作物及び場前(以下場前という)の位置、構造及び設備の制限に關し、所要な事項を定めることとを目的とする。

(用語)

第二条 この条例の用語は左の各項に定める通りとする。

- 1 危険物とは、法の別表に掲げるものをいう。
- 2 類別とは、法の別表に掲げられた危険物の類の別をいう。
- 3 種類とは、法の別表に掲げられた危険物の種の別をいう。
- 4 指定数量とは、法の別表に掲げる危険物の数量をいう。
- 5 指定数量とは、法の別表に掲げる危険物の数量をいう。
- 6 所要単位とは、消防設備を設置する防火対象物の規模の基準をいい、能力単位とは、所要単位に對して設置する消火設備の消火能力の基準をいう。
- 7 製造所とは、一日の作業時間十二時間以内を指定、数量以上の危険物を製造し、使用し、又は加工するものを用いる建築物その他の工作物及び場前並に、貯蔵所とは、貯蔵庫、置場、貯蔵ヤード及び移動ヤードをいう。

第三章

一、貯蔵庫とは、危険物の指定数量の十倍以上のものを貯蔵する建築物をいう。

二、置場とは、危険物の指定数量以上十倍未満のものを貯蔵する建築物をいう。

三、貯蔵せうとは、危険物の指定数量以上のものを貯蔵する屋外せう、屋内せう及び地下せうをいう。

四、移動せうとは、危険物の指定数量以上のものを左貯蔵する可搬式のせうをいう。

の、取扱所とは、給油場、取扱場、運搬せう及び付せうをいう。

一、給油場とは、自動車等と直接給油するものと目的とする建築物その他の工作物及び場所並びにそれ以外の貯蔵する設備の一体をいう。

二、取扱場とは、一日の作業時間十二時間以内をこたへて、指定数量以上の危険物と混合、詰替その他の取扱をするために用いる建築物その他の工作物及び場所並びにそれ以外の所屬する設備の一体をいう。

三、運搬せうとは、危険物の指定数量以上のものを運搬するせうをいう。

四、付せうとは、危険物の指定数量以上のものを運搬する目的をこたへて作られるせうをいう。

凡、少量取扱場とは、研究室、実験室、薬品室、倉庫、工場及び右師等にあつては、類別一以上で、指定数量の一倍未満十分の一以上の危険物を製造し、貯蔵し、若しくは取扱う建築物その他の工作物及び場所をいう。

凡、貯蔵室とは、取囲を上設するために、設けられた特別の室をいう。(指定数量以下の取扱)

同類の危険物を二品目以上同一の室又は場所中で、製造し、貯蔵し、又は

2 類を異にする指定数量は、一以上を指し、二以上同一の室
 又は場所にて製造し貯蔵し、又は取り扱ふときは、各品目を指定数量の十分の
 一で製造貯蔵又は取扱数量を指し、その商の相が、一以上を指した場合は、取扱数量の
 十分の一とする。

第四条 製造所貯蔵所又は取扱所以下製造所といふの設置の許可を受けようとする
 者は、申請書に左の事項を記入し、正副二通を設置所轄消防長又は消防署長(消
 防本部を有しない町村にあつては町長又は村長をいふ。以下同じ)を経て町長
 に申請しなればならぬ。

- 一 設置の目的
- 二 設置者及び管理者の住前氏名生年月日及び職業(法人の場合はその名称、事
務所の所在地及び代表者氏名)
- 三 主要用途及び申請の要旨
- 四 設置地の地名及び地番
- 五 敷地面積及び敷地内建築物その他の工作物の数並びに建築面積
- 六 製造し貯蔵し又は取扱う危険物の類別、品名及びその最大数量
- 七 建築物その他の工作物及び場所並びにそれらに属する設備の構造仕様
書及び図面
- 八 消火及び警報設備
- 九 敷地周囲の状況(第四條の保存距離を明記したもの)
- 十 製造使用加工詰替その他の作業の方法

十一 作業人員

十二 起工及び竣工の期日

2 町長は、設置地の前轄消防長又は消防署長の意見に基づき、これを許可するものとす。

3 第一項第一号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号の事項を変更しようとするときは、又は製造前等の改築、修繕をしようとするときは、第一項の規定に準じて町長の許可を受けなければならぬ。

4 第一項第一号、第三号、第四号、第八号、第九号及び第十一号の事項を変更しようとするときは、前轄消防長又は消防署長を経て、町長に届出なければならぬ。

5 町長は、第一項の規定するものの外、許可申請書の審査上必要と認めるときは、製造前等の廃止を命ずることとすることができる。

6 製造前等を廃止しようとする者は、その旨を前轄消防長又は消防署長を経て、町長に届出なければならぬ。

第五條 (小量取扱場の設置及び廃止の届出)

小量取扱場の設置をしようとする者は、前条第一項の規定に準じて、これを前轄消防長又は消防署長に届出なければならぬ。これを廃止したときも亦同様とする。

第六條 (製造前等の検査合格証)

第四條の規定により許可を受けた製造前等が竣工したときは、前轄消防長又は消防前長を経て、町長に申請し、その検査を受け、町長の定める検査合格証の交付を受けなければならぬ。これを使用するに当たっては、但し、掘削等を行うときは、事前に検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査合格証の有効期限は、五年とする。

3 検査合格証は、設置地の寺務所に備えつけなければならない。但し、運搬そう及び舟そうにあつては、運搬の際に所持しなければならない。

(製造所等の許可の取消)

第七条 市長は、左の各号の一に該当するときは、第四條の設置の許可を取り消すことができる。但し、天災その他持て止むを得ない事由があるときは、この限りでない。

一 許可を受けた日から六十日以内その工事を着手しないとき。

二 竣工期日を経過してなを竣工しないとき。

三 設置者所在不明となつたとき。

四 許可の条件に違反したとき。

(竣終性でない既取上取)

第八條 常時後燃性でない既取を上取する場合は、既取室を設けなければならない。

(既取室の設置変更及び廃止の届出)

第九條 既取室を設置した者は、即日、届書に左の各号の事項を記入し、正副二通を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

一 設置者の住前氏名、生年月日及び職業(法人の場合はその名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)。

二 施設の名目及び所在地。

三 施設の用途及び種類。

四 施設の収容人員又は定員。

五 施設の敷地及び建物の面積。

六 配置図、平面図、構造及び施設図

七 映写機の手帳及び光源の種類

八 消火及び避難施設の概要並びに配線図

九 電気設備及び配線図

十 暖房、冷房及び換気設備の構造概要

十一 竣工及び竣工の期日

2 前轄消防長又は消防署長は前項の規定するものの外届書の審査に必要と認めらる書類又は両面の提出を命ずることが出来る。

3 前轄消防長又は消防署長は、前二項の規定により届出又は提出されたものが、火災の予防上支障がないと認めるときは当該映写室の使用証を与えなければならない。

4 映写室は前項の使用証がなければ使用することが出来ない。

5 第一項各号の事項を変更しようとするときは第一項に準じて前轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

6 映写室を廃止した者は五日以内その旨を前轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(映写室のある場所での上映届出)

第十条 映写室のある場所で、映写を上映しようとする者は、届書に左の事項を記入し、使用開始の三日前までに、前轄消防長又は消防署長に届け出て検査を受けなければならない。

一 管理者の住所、氏名、生年月日及び職業

二 公衆許向

三 映写技術者の氏名並びに有する免許の種類及び番号

第十二条 (映写室以外で上映する場合の届出)
映写室のない場所では公衆の観覧に供する目的を以て、機密性でない映画

を上映しようとする者は、府警の承認を要し、その申請を記入し、上映の三日前までに、所轄

消防長又は消防署長に届け出て検査を受けなければならぬ。

一、経営者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人の場合はその名称、事務所)の所在地

主及び代表者の氏名)

二、上映する場合の名称、所在地及び用途

三、使用の目的、期間及び公開時間

四、収容人員及び定員

五、従業者の数

六、映写技術者の氏名並に有する免許の種類及び番号

七、消火器具及び避難器具の配置

八、上映映画の題名及び巻数

九、配達の設備並びに映写機の種類及び光線の種類

(届出事項の変更)

第十二条 前二条に掲げる事項を変更しようとするときは、所轄消防署長に届け出なければならぬ。

第二章 取扱主任者及び映写技術者

(取扱主任者の資格)
第十三条 危険物取扱主任者(甲)乙の二種とし、左に掲げる資格を有するもので、町長

の行う資格試験に合格した者でなければならぬ。

一、甲種

学校教育法による高等学校又はこれと同算以上の学校を卒業し、在学中の者に又は乙種免許を受けた後、一ヶ月以上危険物取扱の業務経験を有する者、
二、乙種、
六ヶ月以上或る種の危険物取扱の業務に従事し、その同種の危険物に対する知識を有する者、

（取扱主任者の試験）

第十四条 危険物取扱主任者の免許を受けようとする者は、左の事項を併せて、町長に申請し、その資格試験を受けるものとする。

一、氏名及び生年月日

二、本籍及び住所

三、学歴

四、第十三条の定めたる経験

五、受けようとする免許の種類

六、最近三ヶ月以内の撮影した名刺型写真二枚

2. 試験に肉し必要なる規定は、町長が別に定めらる。

3. 町長の指定する他の市町村で行つた前項の試験に該當する試験に合格し、第十五条の免許証を有する者については、試験を省略することができる。

（取扱主任者の免許証）

第十五条 前条の試験に合格した者は、町長は、左の区分により免許証を交付する。

一、危険物全種類の取扱主任者となる者には、甲種免許証、
二、指定された種類の取扱主任者となる者には、乙種免許証、

（特定技術者の資格）

第十六条 既得技術者は一級、二級、甲種及び二級乙種以上の資格試験

に合格して者でなければならぬ。

二級免許を受けた後、一年以上実務の経験を有する者でなければ、一級既得技術者試験を受けることとできない。

(既得技術者の試験)

第十七条 既得技術者の免許を受けようとする者は、左の事項を添へ、町長に申請し、そ

の資格試験を受けるものとする。

一 氏名及び生年月日

二 本籍及び住所

三 學歷

四 第十六条の定める経歴(一級免許の場合)及び他の法令による既得に関する

免許を有する者はその事項

五 受けようとする免許の種類

六 最近三ヶ月以内の撮影した名刺型写真二枚

第七條 第十四条第二項及び第三項の規定は、この試験に準用する。

第八條 労働安全衛生規則(昭和二十二年十月労働省令第九号)による試験に合格し、そ

の免許証を有する者で、町長が適當と認められたものについては、この試験を省略

することができる。

(既得技術者の免許証)

第十八条 前条の試験に合格した者は、町長が左の区分により免許証を交付する。

一 各種既得技術者として、既得重々主任既得技術者とすることができる者は、

一級免許証

二 各種既得技術を専修することとができる者は、二級甲種免許証

三 危険物取扱主任者又は危険物取扱者試験に合格し、かつ、二級乙種危険許証

(欠格事由)

第十九条

左の各号の一に該当する者は、危険物取扱主任者試験及び危険物取扱者試験

を受け、又は精神に欠陥があつて、危険物取扱者及び危険物取扱者の操業に不適格と認められる者。

二 不正の方法によつて申請又は受験したことが発覚し、六月を超えていない者。

三 危険物取扱主任者免許及び危険物取扱者免許の取消を受けた後、一年を経過しない者。

(免許の取消)

第二十条

危険物取扱主任者又は危険物取扱者としての事実があつたときは、その免許を取消することができる。

一 故意又は重大な過失によつて災害又はこれに準ずる事故を起したとき。

二 資格を詐称し又は免許証を他人に貸与したとき。

三 消防法及びこの条例に違反したとき。

二 免許を取り消された者は、速に免許証を町長に返還しなければならぬ。

(免許証の交付の申請)

第二十一条

危険物取扱主任者又は危険物取扱者が、免許証を紛失し、又は毀損したときは、その事由を附して、町長に再交付の申請をすることができる。

第三章 管理その他

第二十三條 製造所及び仮貯蔵所に於ける注意事項
左の各号を所りなければなり

ない。

一 製造所等の敷地又は更築物入口附近には、外部より見易い箇所に所長の定めたる色で、板に「危険物製造所」、「危険物貯蔵所」、「危険物取扱所」と明記してこれを掲示すること。

二 製造所等の起築物その他工作物には、適當な箇所に、類別、品名、最大数量並びに危険物取扱主任者及び防火責任者の氏名を掲示すること。

三 製造所等の人口及び前内を要路には、見易い箇所に火災予防上尊守すべき事項を掲示すること。

四 製造所等では、許可された危険物以外の危険物の製造、貯蔵、詰替その他の取扱をしなければこと。

五 危険物は、建築物の内壁が厚さ五メートル以上をなして品目別毎に貯蔵しその品目別毎に五メートル以上の間隔を置くこと。但し指定数量の五倍未満を収容するときは、三メートル以上とすること。なを、同一品目の貯蔵が数量にかたまる場合は、中厚さ五メートル以上の間隔を置いて区分すること。

六 危険物は、転倒又は墮落するをその虞のないよう貯蔵すること。

七 製造所等の敷地内で、火気を使用しないこと。但し汽かん室にて焼場、精製室及び宿舍事務室等、併せて完全な防火設備を施した場合、その室内はこの限りでない。

八 危険物の性質に従い、前内の温度、湿度、透光及び換気に注意すること。

九 製造所等には不要な可燃物その他物品をおかないこと。

十 第四類の危険物を製造し、使用し、又は取扱う場合は、その漏洩を防止

すこと

土、第一類の危険物の蒸気が漏出するおそれのある處では、火花を絶するお

それのある處に器具設備を使用しないこと。

土、危険物の加熱又は危険物の存在する場所の暖房は、作業の性質上止む可

得ない場合を除くの外、蒸気又は熱場を用いて行うこと。

土、製造所又は取扱前においてはその作業に必要を最小限度の量を起した

危険物を置かないこと。

土、係員以外の者は、みだりに出入しないうこと。

土、修繕時等において、充分な災害防止の措置をとること。

十六その他町長の指定する事項。

2 仮貯蔵又は仮取扱を行う場合には、防火責任者を定め、その場所の外郭より

見易い箇所に、類別、品名、数量及び許可された期間並びに防火責任者の

氏名を掲示すること。

（映画を上映する場合の注意事項）

第二十三条 映画を上映する場合は、その関係者及び映写技術者は、次の事項を守ら

なければならない。

一 映写室には、映写機、映写機、補助者及び関係者以外に出入させないこと。

二 映写技術者は、上映中映写機、補助者免許証を携帯し、みだりに映写室より離れ

ず災害予防に注意すること。

三 映写室には、上映に必要のある場合の外、火気その他の燃焼又は発火し易

い者を持ち込まないこと。

四 映写機にかけた映画フィルムは、その上下ともに、金属製ドラムに収める

こと。

五 跌阻不アルム時、使用後ニ水ヲ不燃性ノ容器ニ容れて、格納庫ニ收めること。
六 跌阻不アルム外ノ時、使用後ニ水ヲ不燃性ノ容器ニ容れて、格納庫ニ收めること。有効な
消火器ヲおくこと。

第二十五条 危険物（危険物の種類）
一 危険物の種類は、別表第一に定められたる方法で包

2 危険物を製造前等、我知外で運搬する場合、別表第一に定められたる方法で包
装しなればならぬ。但し、運搬する場合、この限りでない。
3 容器及び包装外部に、危険物の品名を朱書きし、濃度又は純度及び数量
を明記しなればならぬ。

（危険物運搬の注意事項）

第二十五条 危険物を運搬するときは、左の事項を守りなければならぬ。

一 類別の異なるもの又は他の物品を混載しないこと。但し、少量で、災害の
発生をおそれないときはこの限りでない。

二 運搬しようとするときは、許可の際に指定を交付した危険物以外のものを運搬しない
こと。

三 危険物は、燃料発生装置を有する自動車で運搬しないこと。

四 第一類、第二類、第四類及び第五類に属する危険物は、日光の直射を受けな
いようとし、第一類の過酸化物は、第三類及び第六類に属する危険物は、雨
水の浸透しないようし、その他、適當なる方法で保護すること。

五 危険物は、運搬の際、転倒、墜落その他の事故発生のおそれのないよう、
十分注意して、これを取扱うこと。

六 危険物を運搬する場合、運搬に使用する車の重量、幅、高さ、長さ、
平方の黄色の地に「危険物」と黒書きした旗を掲げること。

七 牛馬車で運搬する場合は、牛馬と車を取り付けを儘で危険物を積卸しないこと。

八 指定数量以上の危険物を運搬する場合は、支面量の少ない軽貨の充てあふ道路を避けなければならないこと。

(指定数量以上の危険物の運搬)

第三十條

指定数量の二十倍以上の危険物を運搬するときは、その関係者は、品名、数量、日時、場所及び運搬方法を出発地の所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

二 所轄消防長又は消防署長は、前項の場合において、道路運搬方式、消火設備その他のつりて、火災予防長は、要な事項を指示することができる。

三 第一項の数量の危険物を運搬するときは、運搬届の届出済証を携帯しなければならない。

四 指定数量以上を運搬する途中で、駐留するときは、安全箇所に駐留し、看守人を付け、留泊地に際しては、積載した危険物の品名、数量及び駐留処を最寄の消防機関に連絡しなければならない。

(事故の通報)

第三十條 製造前等又は既写留若しくは危険物運搬途中で爆発、発火、引火その他の事故が発生したとき、その関係者は、遅滞なくその中を消防署又は市町村長の指定した場所へ通報しなければならない。

(防火責任者等の災害予防等)

第三十條

防火責任者、危険物取扱主任者又は既写技術者は、常に火災予防に注意し、火災発生のおそれがあるときは直ちに、相當の措置をとりなければならない。

第三九条 (製造所及び取扱場の構造及び設備)

- 一、製造所及び取扱場の周囲は、最低作業程度に及び、取座五メートルの空地を敷地内に保有すること。
- 二、製造所及び取扱場において、危険物を加熱し、可燃性蒸気を放出し又はその工程若しくは作業が災害を起す危険性がある場所及び危険物の指定数量の十倍以上を製造し、又は取り扱う場所の壁体、床及び柱等主要部介は、耐火構造とし、屋根は、軽量な不燃材料を用い、その他部介は、防火構造とすること。その他、場所には、壁体、床及び柱等主要部介を防火構造とすることとができる。
- 三、出入口の扉又は窓に硝子を用いる場合は、網入硝子とし、且つ、甲種又は乙種防火戸を設け、有効な採光及び換気の設備をすること。
- 四、可燃性の蒸気を放出するおそれのある室において、出入口の敷居の高さを五メートル以上とすること。
- 五、電気工作物は左の各号に従うこと。
 - イ、配線は、金属管工事で施設すること。但し、金属管の腐蝕するおそれのある箇所は、硝子引にする等安全な方法をとること。
 - ロ、室内において、電球受け口は、無縁受とし、電球は、気密な外球を装置し、且つ、堅固な外装を施すこと。
 - ハ、変電器は、室外に設けること。但し、製造所にあって、作業上支障のある場合は、室内に設けること。

二 穀類 作物を侵すをせしめのある箇所は、適當な予防方法を施すこと。

(貯蔵庫の構造及び設備)

第三十條

貯蔵庫の構造及び設備は、左の各号によりなければならぬ。

- 一 平屋建且つ、扉甲とし、一棟の建坪は、百平方米を越えないこと。但し、類を同じくするもののみを貯蔵する場合において、百平方米毎に壁体を同算以上の構造を有する不燃材料の隔壁で、完全に区分せしめておくとときは、これを五百平方米とまで拡張することができる。
- 二 第一類過酸化物品、第三類及び第四類植傷甲を貯蔵する貯蔵庫の床面積は、地盤面積上とし、雨水又は地下水の浸入を防ぐ構造とする。
- 三 別表第一中衣状のものを貯蔵する貯蔵庫の床は、その危険物が浸透又は透過しない構造とし、適當な傾斜をつけ排水を設けること。
- 四 貯蔵庫の周囲は、左表の距離を保持し、空地を敷地内に保有すること。但し、同一敷地内にありて二以上の貯蔵庫を設置するときはその相互間の距離を三分の一(但し、最小三メートル)まで減ずることができる。

指定数量以上の貯蔵範囲

巨 高

十倍以上	二十倍未満	三メートル以上
二十倍以上	五十倍未満	五メートル以上
五十倍以上	二百倍未満	十メートル以上
二百倍以上	四百倍未満	十五メートル以上
四百倍以上	八百倍未満	二十メートル以上
八百倍以上		二十五メートル以上

五、壁体、床、柱等主要部分は耐火構造とし、屋根には、軽量な不燃材料を用ひ、天井を設けないこと。但し、別表第一中乙を貯蔵する場合、この中を防火構造とすることが出来る。

六、出入口の扉又は窓は硝子をを用いる場合は、網入不透明のものとし、且つ、甲種防火戸を設け、有効な排気及び換気の設備をすること。但し、別表第一中乙を貯蔵する場合、乙種防火戸とすることが出来る。

七、貯蔵庫は、有効な遮熱装置を設けること。
 八、貯蔵庫の電気工作物は、前条第五号の規定に従うこと。
 九、セルロイド類の貯蔵庫は、冷身装置を取りつけ、かつ、又はその他有効な方法で、室温が、摄氏二十度を超えないように装置すること。

(置場の構造及び設備)
 第三十一条 置場の構造及び設備は、左の各号に従ひなければならない。

- 一、平屋建且つ、専用とし、一棟の建坪は六十平方メートルを超えないこと。
- 二、固田には、その敷地で左表の空地を保有すること。壁体及び柱が耐火構造の場合

五倍未満	一メートル以上
十倍未満	二メートル以上
防火構造の場合	二メートル以上

三、壁体、床、柱等主要部分に耐火構造又は防火構造とし、屋根は、軽量な不燃材料を用ひ、天井は、原則として設けられないこと。

四、前条第二号、第三号及び第六号並びに第二十九号第五号の規定は、この中を置場の準用する。

貯蔵し、前年第六号の防火戸は乙種防火戸とすることができる。貯蔵する物の積造及び設備は、左の各号に従用なければならぬ。

2 屋外

- 一、その厚さは、三、二ミリメートル以上の金属板で気密に作り、水圧試験でし、又は圧力刀そうにありては、最大常用圧力の二倍の圧力(最高圧力毎平方センチメートルにつき、〇.七キログラム以上)で試験し、漏洩又は変形しないうものであること。但し、比重〇.八六より重い危険物は、水圧試験で漏洩又は浸透しないうコンクリートのそうに貯蔵することができる。
- 二、その外面には、防錆方法を施すこと。第六類を貯蔵するにあつては、内面も防錆を特に注意すること。
- 三、その厚さは、直径二十五ミリメートル以上の通気孔を設け、その先端を水平より下に四十五度以上屈曲させ、細目の銅網等による防火防止装置を施すこと。また雨水の浸入を防ぐ構造とすること。但し、圧力刀そうには、適当な安全装置を設けること。
- 四、その周囲は、その敷地内で左表の巨高の空地を保有すること。同一の敷地内で二以上のそうを設置するときは、その相互間隔を巨高を三分の一まで減らすことができる。但し、この場合も三メートル以上でなければならぬ。
- 五、そうと貯蔵との相互の巨高は、第三十四号の巨高にありてその長い方を準用する。

指定数量以上の貯蔵範囲
十倍以上 五百倍未満

巨 高
三メートル以上

三百倍以上	十倍未満	五メートル以上
十倍以上	二十倍未満	九メートル以上
二十倍以上	三十倍未満	十二メートル以上
三十倍以上	四十倍未満	十五メートル以上
四十倍以上	その直徑(兼型のもの)は、構の寸法に等しい巨高以上	

六 火災又は爆出の場合、内容物を速かに排送及び收容し得る設備をすること。
 七 有効な遮音施設を設けること。

三 屋内そう

- 一 その容積は、若定数量の十倍未満とすること。
- 二 そうは、平屋建の専用室内に設け、二つ以上のそうを設ける場合は、その總量が指定数量の十倍を超えないこと。但し床面積に属するものの貯蔵は、その床面を地盤面より高くすること。
- 三 室の周囲及び床は、耐火構造とすること。但し、別表第一中、その場合は、防火構造とすることができる。
- 四 そうと壁面の間及び同一の専用室内に二以上のそうを設けるときは、相互の間には、五メートル以上の巨高を保有すること。
- 五 そうには、直徑三十ミリメートル以上で、屋外に通ずる透気管をその先端に取りつけ、透気管の先端には、細目の銅網などによる引火防止装置を施すとともに、雨水の浸入を防ぐ構造とし、但し建築物の窓又は出入口より一メートル以上の巨高をこつて屋外に出すこと。但し圧力そうは、適當な安全装置を設けること。

六前項第一号、第二号及び第五号の規定並びに第二十九条第三号乃至第五号の規定は、これを屋内そう及びその專用室に準用する。

十地下そう

- 一 給油場の設けるそうの容積は、指定数量の百倍未満とすること。
- 二 そうの厚さは、三、三メートル以上の金属板で気密に作り、毎平方センチメートル〇、七キログラム以上の水圧試験に耐えるものであること。
- 三 そうは、油そう室内に設置し、そうと油そう室の間は、十センチメートル以上の巨離を保ち、乾砂を充填すること。
- 四 油そう室の壁体及び蓋は、厚さ三十センチメートル以上のコンクリート造り、又はこれと同等以上の強度を有する構造とし、且つ、適當な防水装置を施すこと。但し蓋は鉄骨コンクリート造りとすること。
- 五 そうの頂部は、地表下六十センチメートル以上で、このそうにつながらる各配管の最部より下にあること。
- 六 堅固な土台に架せられ、そうの外形よりかくともありゆる方向に三十センチメートル以上掘がつて、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリートの蓋で覆われ、且つ充分に堅牢なそうを平地に設置する場合は、油そう室の壁体を省略することができる。
- 七 油そう室を設ける場合、地下水位が高いが又は洪水時にさうの浮上るおそれのあるところでは、さうの浮上を防止するため、その固定又は重座の設備をすること。
- 八 同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合は、その相互間の巨離を一米メートル以上とすること。但し、貯蔵数量の差相が、指定数量の百倍未満であるときは、その相互間の巨離を五メートルまで短縮することができる。

孔舟せうの構造及び設備は前各号の規定を準用する。

(給油場の構造及び設備)

第三十五条

給油場の構造及び設備は、次の各号に従つなければならぬ。

- 一 同一メートル、奥行ハメートル以上とすること。
- 二 建築物の一部を給油場を使用するときには、その部分及び給油場内の建築物は、耐火構造又は防火構造とすること。
- 三 給油場は、地下せう附属の給油設備(スタンド)を施し、防火上安全な方法をとること。
- 四 油の蒸気が流出又は滞留するおそれのある場所は、火花を発生するおそれのある電気器具設備を設けないこと。
- 五 給油場にて漏洩せる油蒸気が事務室内に流入しないような方法を構すること。

(周囲の壁)

第三十六条

指定数量の十倍以上の危険物を製造し貯蔵し又は取り扱ふ製造前等の敷地の周囲は、不燃材料で作つた高さ二メートル以上のへいを設けなければならぬ。

(外壁の保有巨高)

第三十七条

地下せう、給油場及び小量取扱場以外の貯蔵所又は取扱所は、その外壁より左の巨高を保有しなければならぬ。

- 一 皇居、御前及び商會又は御陵より四百メートル以上。
- 二 神社、修学院、学校、病院、劇上、博物館、神社の建築物その他多量を收容する建築物施設又は公園並びに町長の指定する建築物及び場所より百メートル以上。
- 三 常時火を取扱う工場、作業場又は鉄道軌道より三十メートル以上。

四 国道、市道、前各号以外の一級建築物及び施設より二十メートル以上
 五 地下その、以外。指定数量の十倍未満を貯蔵し、又は取扱を有する貯蔵所又
 は取扱所は、その土留及び左右より二メートル以上、高さ有する防火壁で
 設置した場合、防火壁の巨高をその三分一まで短縮することができる。
 2 地下その又は給油場は、第一号及び第二号の規定を建築物及び施設に対し
 て十メートル以上を保有し、又は保たなければならない。
 3 地下その又は給油場を建築物及び施設に對して十メートル以内の接近して設
 置するときは、建築物の地下その又は給油場と異なる部分に不燃材料で被
 覆するが又は上部及び左右より二メートル以上、高さ有する防火壁で、火災
 の場合、火炎を遮断する装置を設けるなければならない。

(既設室の構造及び設備)

第三十八条

- 一 既設室は防火構造とすること。
- 二 向口二メートル以上、奥行三メートル以上、天井高さ二メートル以上とすること。
 但し、既設教二台以上掘之付味を構造は、天井を掘之とすることと向口一メートル
 以上を増すこと。
- 三 出入口は幅の六メートル、高さ一七メートル以上とし、又は外向き自内甲植防火
 戸とすること。
- 四 既設窓及びその他の開口部は防火戸を設け、又は防火戸を設けて、直ちに外部と遮断
 できるよう装置すること。
- 五 不燃性の材料で作つた既設換氣筒及び室内換氣筒を設け、これを外気
 とすること。
- 六 不燃性の材料で作つたパイプの格納庫を設けること。

七 既写室に立接し、面積四平方メートル以上の既写技術看室を設けること。
八 整流器は、既写室外に設け、既写機耐傷の電気設備器具を出来る限り既写室外のそれと同一専用室内に設けること。

第五章 消火設備

(消火設備の基準)

第三十九条

製造所等は、基の敷地内の全建築及びその他の工作物の延焼構造及び危険物の数量を基準として消火設備をしなければならない。

一 市要単位

イ 建築物其の他の工作物

耐火構造では、延焼百平方メートル又は其の端数ごとを、防火構造では、延焼五十平方メートル又は其の端数ごとを、木造その他構造では、延焼二十平方メートル又は其の端数ごとを、一市要単位とする。但し貯蔵しよう並びに屋外にあって危険物の存在する不燃材料で作られた工作物(建築物を除く)及び設備は、その水平最大面積を建坪とする耐火構造とみなす。

ロ 危険物

危険物は、指定数量の十倍又はその端数ごとを一市要単位とする。

ハ 電気設備

電気設備は、一市要単位とみなす。

二 消火設備の検別と単位

イ 第一種

屋内消火栓で、筒先圧力毎平方センチメートル一七キログラム(毎平方インチ二十五ポンド)以上で、毎分百三十リットル(三十五ガロン)以上放水でき

るものは、一口に於いて三十能力単位とする。
動力消防ポンプで、国家安全委員會告示第二号の動力ポンプ規格中C一
及びDに合格するもの（筒先圧力毎平方センチメートル三、五キログラム以
上、放水量毎分二百五十リットル以上）で二人で運搬放水可能なものは一
ヶ口に於いて百能力単位とする。但し、何れも二十以上放水しうる水源も
保有すること。

ロ 第二種

スプリングラックで自轉番号標置を備え、放水圧力毎平方センチメートル〇、三五
キログラム（毎平方インチ五ポンド）以上、放水量毎分四十五リットル（十二ガ
ロン）以上のものを、面積が平方メートル以上、かつ、ハットドール以上も備えた場
合は、その部分の建築構造がその危険物の所要単位数を除
外することができる。

ハ 第三種

消火栓、消火栓の容量が十五リットル（二十五ガロン）以上の移動式大型消
火器又は炭酸ガスが容量が十五リットル（二十五ガロン）以上の移動式大型消
火器は、一ヶ口に於いて百能力単位とする。

主要目的物に適する消火栓、消火栓若しくは炭酸ガスを放射する移動式
化学消火装置又は自動噴射装置を備えた自動式化学消火装置を設けた
場合、その部分の建築構造がその危険物の所要単位数を除くことのできる。
危険物の該当する所要単位数を除外することのできる。

ニ 第四種

明表第二の通りとする。

三 防火対象物に適用する消火設備の種類

別表第二の通りとする。

四 消火設備の設置基準 防火対象物に対し、第一種乃至第三種及び第四種イ乃至ハのうち主要目的物に於ける一種以上を設置して、その能力単位の合計数が、前記の主要目的物の適するものより多くなるよう設置するに、第四種ニ乃至リのうち主要目的物の適するものより一種以上設置し、その能力単位の合計数が、前記の主要目的物の適するものより多くなるよう併置しなればなり。

この場合第四種のうち四メートルの高さの有効に放射できるもの一個以上を含まなければなり。

第二種のものを五設けた場合は、その部分の建築物及びそれ以外の危険物の第三種、第四種及び第六種を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所には設けてはならない。

危険物の第三種、第四種及び第六種を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所では、第一種又は第三種並に、第四種イ乃至ハの消火設備を設けなるときは、第四種の二乃至五を所単位に二倍の能力単位を有するよう設けるければなり。

第二種を設置した場合は、これと同じ種類の第四種二乃至五を併置することができる。

貯蔵する又は地下に、その水平最大面積を建坪とし、耐火構造とみられる前項の準じて消火設備を有すること。但し、貯蔵するだけ、左の各号の一に該当する設備を装置したときは、第四種ニ乃至リのうち主要目的物の適するもの一個以上を設け、他は省略することができる。

イ 一つの頂部中央又は周囲数箇所に噴霧放射口を取り付け、その口にて、送

一箇一以上を備えなければならぬ。
三、映字室の内部は、第四條の十五リットル、イ、十三リットルのうち一箇以上、ハの三、八キログラム以上のもの一箇以上併せ置き出入口の外部は、右のロ及びハのうち一箇以上、ハの一箇以上をせ置かなければならぬ。

第六章 雑則

第四十條 町長は、危険物左地中又は水中などに貯蔵する場合、特殊構造地質周囲の状況その他から合理的に判断して火災予防上支障をないと認めるときは、第三

十二條の規定する以外の構造及び設備によりしめることができる。

第四十一條 町長は、土地、建物施設その他の財産の状況、製造、貯蔵、取扱の方法、危険物の種類及び数量を、より支障をないと認めるときは、製造所等の構造及び設備

並びに管理に関する制限の一部について特に緩和することができる。

第四十二條 消防設備は、國家消防方の勧告する規格に合格したもので、常に有初にこれを保持しなればならぬ。

第四十三條 町長は、この条例の施行に関し必要な事項を定めることができる。

第七章 罰則

第四十六條 左の各号のニに該当する者は、これを三カ月以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

一、第六條第一項の規定に違反した者

二、第八條の規定に違反した者

三、第九條第四項の規定に違反して映字室を使用した者、

四、第十條の規定に違反した者

- 五、第五條第一項乃至第六條の規定に違反した者
- 六、第二十六條第三項の規定による届出者証を携帯しないうて運搬した者及び第
四項の規定による連絡をしなかつた者
- 2 前項の罰を犯した者に対ししては、情状により徴役及び罰金を併科することが
できる。

第四十七條

左の各号の一に該当する者は、これを二十円以下の罰金に処する。

- 一、第五條の規定による小賣取扱場を設置しようとして届け出なかつた者
- 二、第六條第三項の規定に違反した者
- 三、第九條第五項の規定に違反した者
- 四、第十二條の規定に違反した者

附 則

- 1、この条例は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、この条例施行前日までの間は、従前の例に
よる。
- 2、この条例施行前日までの間は、この条例に違反した者に対する罰則の適用については、従前の例に
よる。
- 3、この条例により許可を受け届出をし、又は検査を受けなければならぬ事項
と従前の条例により許可(認可)を受け届出をなし、又は検査を受け、その後事情の
変じているものは、この条例により許可を受け届出をなし、又は検査を
受けなければならない。
- 4、この条例は、この条例により新たに許可を受け届出をなし、又は検査を受け
なければならぬ事項で、この条例施行前日設置が完了されたものについては、
この条例は適用しない。但し、その後事情の変更がある場合は、この限りでない。
5、本条例の適用に附する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中危険物取締条

例に倣止する。

